

令和 7 年 9 月 2 1 日 執行予定

本巣市議会議員選挙の手引き

本 巣 市 選 挙 管 理 委 員 会

目 次

- I 立候補届出に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1～3
- II 物品及び証明書類の使用に関する注意事項・・・・・・・・P4～6
- III 選挙運動に関する注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・P7～17
- IV 選挙運動費用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P18～22

I 立候補届出に関する事項

一、立候補についての注意事項

1. 立候補届出の期間・場所

立候補の届出は、当該選挙の期日の告示があった日（9月14日（日））の午前8時30分から午後5時までです。受付場所は、次のとおりです。

【9月14日（日）】

午前8時30分から正午まで	本巣市役所本庁舎	3階大会議室
正午以降午後5時まで	同 上	2階総務課

2. 立候補辞退の制限

一度候補者となった者は、立候補届出期間（9月14日（日）午後5時）を経過すると辞退できません。

3. 重複立候補の禁止

いずれか1つの選挙に立候補している者は、同時に、他の選挙に立候補することはできません。

4. その他

被選挙権のない者、連座により立候補が禁止されている者は候補者となることはできません。

立候補の届出は、郵便等ではできません。

二、立候補の手続

1. 供託

立候補の届出には、現金30万円又はこれに相当する額面の国債証書を供託したことを証明する書面を添えなければならないので、立候補届出前にこれらの供託物を供託するために地方法務局へ行き、そこで用紙の交付を受け、供託書を作成提出して供託手続を終え、その証明を受け取る必要があります。

岐阜地方法務局供託課 岐阜市金竜町5丁目13番地 電話(058)245-3181(代)

2. 立候補の届出

届出の方法には、本人届出と推薦届出とがあります。いずれの場合も郵便等による届出はできませんが、必ずしも届出者本人が自ら手続きをする必要はありません。

イ 本人が届け出る場合

立候補しようとする本人が届け出る場合には、次のような手続を要します。

本巣市議会議員選挙候補者届出書（本人届出）(1)に、前記1の供託証明書（候補者本人の名義（戸籍に記載された氏名）でなければならない。）と、候補者となることができない者でない旨の宣誓書(5)、所属党派証明書(6)（無所属の場合は不要）及び候補者の戸籍の謄本又は抄本を添付し、選挙長に届け出てください。

ロ 他人が推薦届出する場合

本巢市の選挙人名簿に登録されている者が、他人を公職の候補者としようとするときには、本人の承諾を得て推薦届出をすることができます。

手続としては、本巢市議会議員選挙候補者届出書(推薦届出)(2)に、前記1の供託証明書と候補者となることができない旨の宣誓書(5)、所属党派証明書(6)(無所属の場合は不要)、及び候補者の戸籍の謄本又は抄本のほか、候補者推薦届出承諾書(3)と推薦届出者の選挙人名簿登録証明書(4)を添えて選挙長に届け出ることに なっています。

なお、供託証明書は、候補者本人の名義でなく、推薦届出者の名義でなければならないので注意してください。

3. 立候補届の受付順序

9月14日(日)午前8時30分現在に立候補受付場所に到着し、立候補届出書類を持参している者が2人以上ある場合は、くじにより立候補の受付順位を定めます。

なお、くじに参加できるのは、事前審査済の候補者とし ます。

午前8時30分以後の受付順序は、到着の順序となります(受付順位番号札をお渡しします)。

4. 立候補届出書類等の事前審査

立候補届出書類の事前審査を9月9日(火)、午前9時から午後5時まで本巢市役所本庁舎3階大会議室にて実施しますので必ず受けてください。

5. その他

候補者の戸籍名に代えて通称を使用する場合には、立候補の届出と同時に通称認定申請書(7)を提出してください。

その際には、その通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを証する資料、例えば葉書・名刺・著書その他その人の呼称として通用している実績を示すものを提示してください。

三、その他の届出

1. 立候補の辞退届

候補者が翻意して候補者たることを辞める場合は、選挙長に文書で、辞退の届出をしなければなりません。辞退は、立候補届出期間(9月14日(日)午後5時)を経過するとできません。なお、辞退しても供託物は返還されません。

2. 立候補届出事項の異動届出

立候補の届出事項に異動を生じた場合は、その旨を直ちに選挙長に文書で届出なければなりません。

3. 出納責任者・選挙事務所・事務員及び車上等の運動員の届出

前記の立候補届出が受理されれば、それで完全に候補者となることができますが、なお、次の届出もしなければなりません。

イ 出納責任者の選任届関係(10)(11)(12)(13)

ロ 選挙事務所の設置届関係(14)(15)

ハ 報酬を支給する選挙運動事務員及び車上等運動員の届出関係(19)

4. 選挙立会人の届出(17)(18)

選挙立会人とは、公益代表として開票及び当選人決定の手續の公正な執行を監視するとともに、候補者の利益代表的役割をも果たすものです。

したがって、これらの者は原則として候補者が届け出た者の中から選ぶこととされています。

イ 選挙立会人については、本巢市の選挙人名簿に登録された者でなければなりません。

ロ 届出は、常に（推薦届出の場合でも）候補者が行います。

ハ 届出先は、選挙長になります。

ニ 届出の時期は、選挙の期日前3日（9月18日（木））午後5時まで。立会人となるべき者のくじの執行は、9月18日（木）の午後5時30分から本巢市役所本庁舎2階第1会議室において行います。

ホ 届出は、必ず届出書(17)及び立会人となるべき者本人の承諾書(18)を添えて文書でしなければなりません。

Ⅱ 物品及び証明書類の使用に関する注意事項

一、一般的な注意事項

1. 選挙長に立候補届を提出する際の各様式には、届出等をする者の署名がある場合、押印の必要はありませんが、記名による場合は押印が必要です。(立候補届の記載に不備があり訂正を要する際には、従来どおり訂正印での対応、または署名による訂正も可)
2. 立候補届出の際、物品及び証明書類の交付を受けたときは、交付品目録と照合して、その種類と数量を必ず点検し、不足、二重交付、不備等があったときは、直ちに交付係員に申し出てください。
3. 物品及び証明書類には再交付できない物品、証明書等がありますので交付を受けた後は紛失又は破損等のないように保管に注意してください。
4. 選挙運動用として交付を受けた物品及び証明書類は、他人に譲渡できません。また、立候補の届出が却下され、又は候補者を辞退したときは選挙運動に使用しなかった残部をそれぞれの発行機関に直ちに返還しなければなりません。

二、選挙運動用自動車の表示板（交付数量 1）

1. この表示板は、選挙運動用の自動車の前面等外部から見やすい箇所に、使用中、常時掲示しておかなければなりません。
2. 万一、表示板を紛失又は破損等したため再交付を受けようとする場合は、理由書を添えて、文書で再交付の申請等の手続きをとる必要があります。
なお、このような事態が起こったときは、一般には、紛失による場合は、再交付申請書に紛失届をした警察署名及び当該警察署へ届け出た年月日を記載し、破損による場合は、再交付申請書に破損した表示板をあわせて添えることになっています。
3. 自動車を選挙運動に使用する場合は、この表示板を掲示することのほか、取締関係法令の規制を受けることに注意しなければなりません。

三、選挙運動用拡声機の表示板（交付数量 1）

1. この表示板は、主として選挙運動のために使用される拡声機の送話口の下部等、外部から見やすい箇所に常時掲示しておかなければなりません。
2. 再交付の手続は、二の2を参照してください。

四、街頭演説用標旗（交付数量 1）

1. 街頭演説の回数は、特に制限されていませんが、街頭演説を行うためには、必ず標旗をその演説中掲げておかなければなりません。
2. 再交付の手続は、二の2を参照してください。

五、街頭演説用腕章及び乗車乗船用腕章（交付数量合わせて 15）

1. 街頭演説用腕章を11枚、乗車乗船用腕章を4枚交付します。この場合、乗車乗船用腕章は、街頭演説用腕章にも使用することができます。
2. 再交付の手続は、二の2を参照してください。

六、候補者用通常葉書使用証明書(22)及び選挙運動用通常葉書差出票(21)

1. 選挙運動期間中にこの証明書を日本郵便株式会社が指定した郵便局（以下「指定郵便局」という。）に提出すれば、選挙用の表示がしてある無料葉書が交付されます。また、手持ちの私製葉書又は官製葉書を用いる場合にも「選挙用」の表示を受けるために、この証明書の提出を必要とします。
2. 葉書の発送に当たっては、必ず郵便物の配達事務を取り扱う指定郵便局の窓口に差し出さなければなりません。この場合、選挙長の発行する選挙運動用通常葉書差出票を添えて差し出すことが必要です。
3. 選挙運動用通常葉書の候補者一人あたりの使用枚数制限は、2,000枚です。
4. 選挙運動用通常葉書を郵送によらないで使送したり、あるいは路上で選挙人に渡したりすることはできません。
5. 選挙運動用通常葉書の頒布は、選挙運動が選挙期日の前日までにしかできないため、少なくとも投票日の前日までにあて先に到着するように十分な猶予期間をおいて差し出さなければなりません。

※別添「選挙郵便のご案内(日本郵便株式会社東海支社)」参照

七、新聞広告掲載証明書(23)

1. 候補者は、選挙運動の期間（立候補の届出をしたときから選挙の期日の前日まで）中、2回に限り、いずれか一つの新聞に一定寸法内で、選挙に関して新聞広告をすることができます。
2. 新聞広告をしようとするときは、この証明書を新聞広告を掲載しようとする新聞を発行する者（新聞社等）に広告原稿とともに提出して、新聞広告の掲載の申込みをしなければなりません。
3. 新聞によっては、相当日時の余裕をもって申込まなければ希望する日の希望する箇所に広告することができない場合がありますので、早めに掲載する新聞の指定（掲載期日、朝夕刊の別）等を新聞社等と契約しておく必要があります。
4. 新聞広告の記載内容は自由であって、候補者の写真、政見はもとより差し支えありませんが、スペース（横9.6cm、縦2段組以内）を考えて広告原稿を作成する必要があります。
5. 新聞広告は、記事下に限るものとし、色刷りは認められません。

八、選挙運動用のビラの届出書（24）及び選挙運動用ビラ証紙交付票（25）

1. 候補者1名につき、2種類以内で4,000枚以内のビラを頒布することができます。
2. また、本巢市選挙管理委員会(以下「市選管」という。)から交付された証紙を

貼る必要がありますので、届出書(24)とともに証紙交付票(25)に頒布しようとするビラの見本1枚(記載内容の異なるごとにそれぞれ1枚)を添えて提出してください。

Ⅲ 選挙運動に関する注意事項

一、選挙事務所

1. 選挙事務所の設置

選挙事務所とは、選挙運動に関する事務を取り扱う一切の場所をいいます。したがって、選挙対策本部、連絡事務所等の名称を用いていても、その実質が特定候補者のための選挙運動に関する事務を取り扱っているような場合には、選挙事務所と認められます。

選挙事務所を設置することができる者は、候補者又はその承諾を得た推薦届出者（数人あるときはその代表者）に限られます。

イ 設置できる選挙事務所の数

候補者1人につき1箇所設置することができます。

ロ 選挙事務所を設置したときの手続

選挙事務所を設置したときは、直ちに文書(14)により、市選管に届け出てく
ださい。なお、設置者が推薦届出者であるときは、選挙事務所を設置すること
を候補者が承諾した旨の承諾書(15)、推薦届出者が数人いるときは、その代表
者である旨の証明書(16)を添付しなければなりません。

2. 選挙事務所の異動

一度設置した選挙事務所を異動（移転又は廃止）することができます。ただし、1日につき1回を超えて異動（廃止に伴う設置を含む。）することができません。この場合でも、文書(14)で市選管に届け出なければなりません。

ただし、市選管から閉鎖を命ぜられたり、立候補を辞退した場合のように必然的に選挙事務所が廃止されたようなときは、この届出を要しません。

異動することができる者並びに届出書の記載事項及び添付書類は、設置の場合と同じです。

3. 選挙事務所を表示する方法

選挙事務所には、その表示のために、次のようなものを掲示することができます。

種 類	規 格	数 量
ポスター、立札及び看板の類	縦 350 cm、横 100 cm以内 縦を横にすることも自由	3 個以内
ちょうちんの類	高さ 85 cm、直径 45 cm以内	1 個

イ 記載の内容

全体として、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。したがって、単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できませんが、付随的に政見を記載したり、候補者の写真や画像を貼り付けることは差し支えありません。

ロ 掲示の場所

選挙事務所の所在場所に限られ、選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

4. 選挙当日における設置場所の制限

選挙事務所の設置場所は別段の制限がなく、投票当日でも設置しておくことが認められます。

ただし、投票当日には、投票所を設けた場所の入口から（入口が2箇所以上あるときはそのいずれからでも）300メートル以内（直線距離で測る。）の区域にある選挙事務所は、閉鎖するか、又は300メートル以外の区域に移転させなければなりません。なお、この場合も異動届が必要です。

5. 休憩所等の禁止

休憩所その他これに類する設備は、選挙運動のために設けるものであれば、選挙運動員、労務者の用に供すると、選挙人のために設けるとを問わず、一切禁止されます。

二、選挙運動用自動車

1. 選挙運動に使用できる自動車は1台で、下記のものが使用できます。

イ 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車

これに該当するものは、小型乗用車及びいわゆるライトバン等のバン型自動車でその用途が貨物用とされたものです。

ただし、屋根、側面、後面の全部又は一部が開けっぱなしになっているものや、屋根が取り外せたり、開くことのできる自動車は使用できません。したがって、トランクの上面が開けっぱなしになっているピックアップ型の自動車などは使用できません。

ロ 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの

これに該当するものは、いわゆるジープといわれている自動車が代表的なものです。

ただし、上面、側面、後面の全部又は一部が構造上開けっぱなしになっているものは使用できません。これらは前記イの自動車とは、その制限が異なり、上部が開けたり閉めたりできるものであっても、使用することができるので、バン型にしたものや幌付きのジープも使用できます（ただし、走行中開いて使用することはできません）。

ハ 乗車定員10人以下の乗用車でイ及びロに該当しないもの

これに該当するものは、一般に自動車検査証又は軽自動車届出済証の「用途」の欄に乗用の旨が記載されている自動車です。したがって、用途が乗用となっていれば、普通自動車、小型自動車はもちろん軽自動車、二輪自動車であっても使用できます。

ただし、二輪自動車を除き、屋根がなかったり、車の側面とか後面の全部又は一部が開けっぱなしになっているものや、屋根があっても、一部が開いていたり、屋根を取り外したり、開くことができるものは使用できません。したが

- って、オープンカーやオープンカーに幌をかぶせた車は使用できません。
2. 自動車の構造が宣伝を主たる目的としているものは、一切使用できません。したがって、いわゆる宣伝カーや、これと同程度にまで改造されたものは、たとえ乗用の自動車であっても使用することはできません。単にスピーカーを取り付けた程度のものは、差し支えありません。
3. 自動車を選挙運動に使用する場合は、前出の『選挙運動用自動車の表示板』をその前面等に掲示しなければなりません。
4. 選挙運動用自動車に掲示することができる文書図画は、下記のとおりです。

種 類	規 格	数 量
ポスター、立札及び看板の類	縦 273 cm、横 73 cm以内 縦を横にすることも自由	制限なし
ちょうちんの類	高さ 85 cm、直径 45 cm以内	1 個

イ 記載の内容

制限はありません。

ロ 看板等の掲示

選挙運動用自動車の外周に看板、ポスター等の文書図画を掲示することは許されていますが、その取り付け方によっては、道路交通法に違反する場合もあるので注意してください。

5. 選挙運動用自動車に乗車できるのは、候補者、運転手（1人に限る。）のほか乗車乗船用腕章を着用した運動員4人以内です。

また、走行中の自動車の上においては、連呼行為以外の選挙運動は一切できませんが、停止している自動車の上においては、街頭演説、その他の演説、連呼行為等を行うことはできます。しかし、停止した車上で街頭演説を行う場合には、街頭演説用標旗を掲げなければならないなど、その種類に応じてそれぞれの規制を受けます。

三、選挙運動用拡声機

イ 常時、どこでも使用することができるのは、候補者1人につき一揃いに限られています。

ロ イのほか、個人演説会場においては別に一揃いの拡声機が使用できます。

同時に2箇所で開催するときも、それぞれの会場でそれぞれ一揃い使用できます。

拡声機一揃いとは、通常は、マイク1個とスピーカー1個及びこれに必要な増幅装置を意味しますが、演説会場によっては、マイク1個に数個のスピーカーが設備されている場合には、マイクが1個である限り、拡声機一揃いと考えます。

ハ 主として選挙運動のために使用する拡声機には、『選挙運動用拡声機の表示板』をマイクロホンの下部等一定の場所に取り付けておかねばなりません。

四、街頭演説

- イ 街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所（例えば、公園、空き地等）で多数の人に向かってする選挙運動のための演説をいいます。
- ロ 街頭演説ができるのは、午前8時から午後8時までの間で、学校、病院、診療所その他療養施設の周辺においては、静穏を保持するようにすること、また、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。
- ハ 街頭演説においては、候補者はもとより、第三者が候補者のために演説することも自由ですが、演説者は、前出の『街頭演説用標旗』で表示していると認められる一定の場所でしか演説できませんので、必ず止まってしなければなりません。
- ニ 街頭演説では、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車等に取り付けられている文書図画（ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類）以外の文書図画を掲示することはできません。

五、連呼行為

- イ 連呼行為とは、短時間に同一内容の短い文言を連続反復して呼称することです。
- ロ 連呼行為は、個人演説や街頭演説の合間にすることができるほか、午前8時から午後8時までの間は、選挙運動のために使用する自動車の上においてすることができます。
- ハ 連呼行為をする者は、学校、病院、診療所その他療養施設の周辺においては、マイクの音量を落とすなどして、授業や療養に支障のないよう静穏の保持を努めなければなりません。

六、個人演説会

1. 個人演説会とは

候補者の政見の発表、有権者に対する投票依頼等選挙運動のために、候補者個人が開催する演説会です。個人演説会を開催できる者は候補者に限られていますが、回数の制限はありません。演説者については、選挙運動のための演説である限り何ら制限はありません。選挙運動のためにする演説会は、個人演説会を除くほか、いかなる名義をもってするを問わず開催することができません。

なお、開催の周知は候補者がすることとされていますが、方法としては選挙運動用ポスター・選挙運動用通常葉書・街頭演説などがあります。ただし、個別に演説会のあることを周知する行為は、戸別訪問とみなされ、選挙運動の制限違反となるので注意してください。

2. 個人演説会のできる施設

イ 公営施設

個人演説会の開催できる公営施設は別紙のとおりですが、候補者1人について、同一施設毎に1回は無料です。2回目からは、条例で定められた額をあらかじめ納付しなければ使用することはできません。ただし、これらの施設の使用時間は、無料の場合も有料の場合も1回について5時間以内とされているの

で注意してください。

ロ その他の施設

個人の居宅、神社、寺院あるいは劇場など公営施設以外の施設を使用して、個人演説会を開催することもできます。この場合は、1回当たりの使用時間の制限はありません。

3. 開催の手続

イ 公営施設

開催予定日2日前までに、個人演説会開催申出書(20)により、市選管に申し出なければなりません。申出時間は午前8時30分から午後5時の間に限られます。申出があると、本来の行事に支障がなく、他の候補者からの申出と競合することがなければ使用できますので施設の管理者から施設使用の可否が通知されます。なお、選挙期日の前々日からは投票所・開票所の設備の準備のため、投・開票所に指定された施設は使用できません。

(注)・同一施設については、既に申し出た使用の日を経過しない間において新たな申し出をすることができません。

・同一施設を同一日時を使用する申出が2以上あった場合は、次のものは開催することができません。

①後に到達した申出書に係る申出をした候補者

②申出書の到達が同時であった場合は、既に当該施設を使用した回数が多い候補者

③その回数が同数である場合は市選管がくじで定める候補者

ロ その他の施設

開催しようとする施設の管理者と交渉してその承諾を得ればよく、別段の手続は要しません。

4. 個人演説会場で掲示できる文書図画

演説会場において、その演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類と、屋内の演説会場内において、その演説会の開催中使用する映写等の類を掲示することができます。

イ ポスター、立札及び看板の類

①演説会場内

(ア) 規格・・・制限はありません。

(イ) 数量・・・制限はありません。

②演説会場外

(ア) 規格・・・縦 273cm、横 73cm 以内

(イ) 数量・・・通じて 2 個。(例：立札を 2 か、ポスター、立札各 1)

ロ ちょうちんの類

①演説会場内

(ア) 規格・・・高さ 85cm、直径 45cm 以内

(イ) 数量・・・1 個掲示できる。

②演説会場外

(ア) 規格・・・高さ 85cm、直径 45cm 以内

(イ) 数量・・・1 個（会場内に掲示した場合は、会場外には掲示できない）

七、選挙運動用ポスター

- イ ポスターは、市選管が定めたポスター掲示場にしか掲示することができません。
そのため、検印を受ける必要はありません。
- ロ 市選管が設置するポスター掲示場に掲示する場合は、ポスター掲示場 1 箇所につき 1 枚、立候補届出順位と同一の番号の付してある区画に掲示することができます。ポスター掲示場は、市内に 107 箇所あります。（別添「資料編」参照）
- ハ ポスターの規格は、長さ 42 cm、幅 30 cm を超えてはなりません。
- ニ ポスターの記載内容については、制限はありませんが、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できません。
- ホ ポスターの表面には、掲示責任者及び印刷者の住所氏名（印刷者が法人であるときはその所在地と法人名）が、記載又は印刷されていなければなりません。
- ヘ 事前審査の時に上記の点につき確認しますので、見本を 1 部提出してください。
- ト 候補者は、その責任を自覚し、他人の名誉を傷つけ、善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、ポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはなりません。

八、選挙運動用通常葉書

- イ 選挙運動のために頒布できる葉書は、通常葉書だけで、枚数は 2,000 枚頒布できます（無料）。
- ロ 葉書の入手方法は、立候補届出の際、選挙長の発行する「候補者用通常葉書使用証明書(22)」を選挙運動期間中に指定郵便局に提示して、選挙用の表示をしてある官製葉書の交付を受けてください。
- ハ 私製葉書の使用も許されていますが、この場合あらかじめ印刷した葉書を上記の証明書とともに指定郵便局に差し出してください。
- ニ 葉書の使用方法は、候補者が使用することはもちろん、第三者に依頼して推薦状の形式で出してもらうことも差し支えなく、その記載内容についても虚偽事項など他の罰則に触れる事項でなければ制限はありません。ただし、「〇〇会社御中」などと記載し郵送することは、文書の回覧、掲示の禁止に触れることとなりますので、注意してください。
- ホ 葉書の発送は郵便物の配達事務を取り扱う指定郵便局の窓口へ立候補の際交付された「選挙運動用通常葉書差出票(21)」を添えて差し出します。この場合、差出票 1 枚につき差し出すことのできる葉書の数、200 通までです。なお、葉書を郵送によらず使送によったり、あるいは路上で選挙人に手渡す等の方法で配布することは絶対にできません。
- ヘ 選挙運動用葉書の送達、選挙運動が選挙期日の前日までしかできないことになっているので、少なくとも投票日の前日までに宛先に到着するようにしなければなりません。

九、新聞広告

イ 候補者は選挙運動期間中2回に限り、候補者の負担で、いずれか一つの新聞に一定寸法以内で、自己の選挙運動のために広告をすることができます。同じ新聞に2回又は別々の新聞に1回ずつ掲載することもでき、いかなる新聞を選ぶかも全く候補者の自由です。

ロ 掲載の手続

掲載の手続は、選挙長が発行する「新聞広告掲載証明書(23)」を、掲載を希望する新聞社に広告原稿とともに提出すれば、広告ができます。広告の時期は、選挙運動期間中（立候補の届出をしたときから選挙の期日の前日まで）でなければなりませんが、新聞によっては、相当日時の余裕をもって申し込まなければ自己の希望する箇所に広告することができない場合がありますので、早めに掲載する新聞の指定（掲載期日、朝夕刊の別）を新聞社と契約しておく必要があります。

ハ スペース、内容等

広告の掲載場所は、記事下、スペースは横 9.6 cm、縦 2 段組以内と定められ、色刷りは認められていません。広告は候補者でなければできませんが、その記載内容は自由であって、候補者の写真、政見の掲載はもとより差し支えありませんが、スペースを考えて広告原稿を作成する必要があります。

十、選挙運動用のビラの頒布

イ 候補者1名につき、2種類4,000枚以内のビラを頒布することができますが、あらかじめ頒布しようとする見本1枚（記載内容の異なるごとにそれぞれ1枚）を添えて、市選管へ「選挙運動用ビラの届出書(24)」により届出をしてください。

ロ ビラの頒布方法

どこで配ってもよいというのではなく、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場または街頭演説の場所における頒布に限られます。

ハ ビラの記載内容、規格等

記載内容の制限はありませんが、長さ29.7cm、幅21cm（A4版）を超えないもので、表面には、頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人であるときは法人名とその所在地）を記載しなければなりません。また、市選管から交付された証紙を貼る必要があります。

十一、インターネット等による文書図画の頒布

1. ウェブサイト等

誰でもウェブサイト等（ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等。SNSを利用したメッセージ機能も含まれます。）を利用する方法により、選挙運動用文書図画を頒布することができます。（ただし、電子メールを利用する方法による選挙運動ができるのは、次の「2. 電子メール」のとおり候補者に限られます。）

なお、頒布者は、当該文書図画に電子メールアドレス等、その者に連絡をする際に必要となる情報が正しく表示されるようにしなければなりません。

また、ウェブサイト等に記載された選挙運動用文書図画は、選挙当日もそのままにしておくことができますが、選挙運動は選挙期日の前日までに限られており、選挙期日当日の更新はできません。

2. 電子メール

イ 電子メールを利用することができる者

選挙運動電子メールは、候補者に限り送信することができ、第三者が送信することは禁止されています。

ロ 表示事項

選挙運動用電子メール送信者（以下「送信者」という。）は、送信にあたり、次の事項を正しく表示しなければなりません。

- ① 選挙運動用電子メールである旨
- ② 送信者の氏名・名称
- ③ 送信者に対し、送信拒否の通知を行うことができる旨
- ④ 送信拒否の通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

ハ 送信先

選挙運動用電子メールは、以下の①又は②の者の、それぞれ①又は②の電子メールアドレスに対してのみ送信することができます。ただし、送信拒否の通知を受けた時は、以後、送信はできません。

- ① 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をした者
→自ら通知した電子メールアドレス
- ② 政治活動用電子メール（普段から発行しているメールマガジン等）の継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないように求める通知をしなかったもの
→「自ら通知した電子メールアドレス」のうち、選挙運動用電子メールの送信拒否をした電子メールアドレス以外のもの

ニ 記録の保存

送信者は、上記①又は②の者に送信する場合、それぞれ次の事実を証する記録を保存しなければなりません。

- ① 上記①の者に対し送信する場合
 - ・ 受信者が電子メールアドレスを送信者に対し自ら通知したこと
 - ・ 受信者が選挙運動用電子メールの送信を求め又は送信への同意があったこと
- ② 上記②の者に対して送信する場合
 - ・ 受信者が電子メールアドレスを送信者に対し自ら通知したこと
 - ・ 送信者が継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること
 - ・ 送信者が選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと

ホ インターネット広告の禁止

候補者の氏名又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネッ

ト広告を掲載することはできません。

また、選挙運動期間中、上記の禁止を免れる行為として、候補者の氏名又はこれらの類推事項を公表したインターネット有料広告を掲載させることもできませんし、これらが表示されていない広告であっても、選挙運動用ウェブサイト等直接リンクした有料インターネット広告（バナー広告等）を掲載させることもできません。

ヘ その他

文書図画に記載・表示されているバーコードその他これに類する符号（QRコード等）に記録されている事項で、読取装置により映像面に表示されるものは、当該文書に記載・表示されているものとされます。ただし、法定記載事項をバーコードその他これに類する符号により表示することはできません。

また、選挙運動用文書図画を記録した電磁的記録媒体（DVD、USBメモリ等）の頒布は、法定外の選挙運動用文書図画の頒布とみなされ、認められません。

十二、選挙公報

※今回の選挙から、「選挙公報」を市選管が印刷、配布することになりました。

イ 選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を選挙人に周知させるため、選挙ごとに1回発行され、掲載文は候補者が提出します。

ロ 掲載申請の手続

別に配布する「選挙公報掲載申請書（27）」と、「選挙公報掲載文原稿用紙（28）」に掲載文を記載し、候補者の写真を添付して、市選管に提出してください。

ハ 選挙公報は、各世帯に対し、新聞折込により、選挙の期日前2日（9月19日（金））までに配布します。

※選挙公報の詳細については、別冊「選挙公報掲載申請についての注意事項」を参照してください。

十三、選挙運動の禁止事項

1. 戸別訪問及び戸別訪問に類似する行為の禁止

選挙人の家（会社や工場も含む）を訪ねて投票の依頼や投票を得させないように依頼するような行為は、戸別訪問としてすべて禁止されます。また、戸別に演説会の開催の告知をする行為等も類似する行為として禁止されます。

2. 署名運動の禁止

選挙に関し、投票を得る目的又は得させない目的でもって選挙人に対して署名運動を行うことは禁止されています。署名運動とは、多数人から署名を収集する行為を指します。

3. 連呼行為の一定区域等での禁止

公共団体が所有し又は管理する建物（個人演説会を除く）、電車・乗合自動車及び

停車場その他鉄道地内、病院等の療養施設。

4. 飲食物の提供の禁止

何人も、選挙運動に関して飲食物を提供することは、いかなる名義のものであっても禁止される。ただし、選挙運動に従事する者及び労務者に対し、一定の制限以内で（後で説明）提供する場合や、湯茶及び湯茶に伴い通常用いられる程度の菓子は許される。

5. 氣勢を張る行為の禁止

選挙運動のために氣勢を張る行為、すなわち選挙人の耳目を集めるために自動車を連ねたり、隊伍を組んで往来したりすること、サイレンを吹き鳴らすこと、チンドン屋を雇って喧騒にわたる行為をすることなどはできません。

6. 事前運動の禁止

選挙運動期間前に選挙運動をすることは、「事前運動」として公職選挙法で禁止されています。具体的にある行為が選挙運動であるかどうかは、取締機関がその行為の態様、すなわちその行為のなされる時期、場所、対象について総合的に実態を把握し、それが特定の候補者のための投票獲得に直接または間接に必要なかつ有利な行為であるかどうかを実態に即して判断することになります。

十四、公務員等の選挙運動制限

1. 選挙運動が禁止される公務員等

選挙の公正を期する趣旨から、次の者の選挙運動は制限されています。

（一）選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者、選挙長は、在職中、その関係区域内で選挙運動をすることが禁止されています。

開票立会人及び投票立会人には、この制限はありません。

（二）特定公務員

次の公務員は在職中、選挙運動をすることができません。

- ・選挙管理委員会の委員及び職員
- ・裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官
- ・収税官及び徴税吏員

2. 選挙運動が制限される公務員

その他の公務員についても、選挙運動が制限されます。

（一）国家公務員

一般職に属する国家公務員（教育公務員を含む）は、選挙運動が制限されています。

（二）地方公務員

一般職に属する地方公務員は、その職員の属する区域内では、選挙運動が制限されています。

（三）公立学校の教育公務員

選挙運動が制限されています。

3. 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止

(一) 公務員等の範囲

公務員等とは、国家公務員、地方公務員で一般職、特別職を問わず、国又は地方公共団体と身分的契約関係にある全ての公務員をはじめ、行政執行法人もしくは特定地方独立行政法人の役員もしくは職員をいいます。

(二) 地位を利用する選挙運動

公務員等の地位を利用する選挙運動とは、公務員等としての地位に伴う影響力を利用する選挙運動であって、職務上の組織や身分の上下関係を利用したり、許可、認可等の職務制限を利用して行う選挙運動のことです。

次の行為は、公務員等の地位を利用する選挙運動とみなされます。

- (1) その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、もしくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- (2) その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、もしくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- (3) その地位を利用して、後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、その後援団体の構成員となることを勧誘し、もしくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- (4) その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、もしくは頒布し、もしくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- (5) 候補者等を推薦し、支持し、もしくはこれに反対することを申し出、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行にあたり、その申し出又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

IV 選挙運動費用について

一、選挙運動員、労務者に対する実費弁償等

選挙運動員、労務者に対して支給することができる実費弁償、報酬の額は、次のとおりですから、これを超えて支給することはできません。

1. 対象

実費弁償は、選挙運動に従事する者（以下「選挙運動員」という。）及び選挙運動のために使用される労務者に対して支給することが認められます。この場合、労務者とは立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単純な機械的労務（例えば、葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転、ポスター貼り等）で、自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者です。

選挙運動員に対しては、弁当、茶菓料の実費を支給することができるのに対し、労務者に対しては支給することができません。また、選挙運動員に対しては、食事料を含んだ宿泊料を支給することができるのに対し、労務者には食事料を除いた宿泊料しか支給することができません。この区別には、特に注意を要します。

実費弁償は、あくまで実費として支出がなされたものに対して弁償されるのでなければなりません。したがって、例えば 700 円の食事をした場合に 1,000 円を支給するのは違反となります。

2. 選挙運動員、労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の種類及びその最高額

区 分	選 挙 運 動 員	労 務 者
鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額	同左
船 賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額	同左
航空賃	航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額	同左
車 賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く）について、路程に応じた額	同左
宿泊料	1 夜につき 23,000 円 （食事料 2 食分を含む。）	1 夜につき 20,000 円 （食事料を除く。）
弁当料	1 食につき 1,500 円 1 日につき 4,500 円（注）	支給できません。
茶菓料	1 日につき 1,000 円	支給できません。

（注）選挙運動員 1 人に対して弁当を提供した場合において、その者にさらに実費弁償として支給することができる弁当料の額は、1 日についての弁当料の制限額（4,500 円）から、当該提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額の範囲内です。

3. 選挙運動員、労務者 1 人に対し支給できる報酬の額

区 分	選 挙 運 動 員	労 務 者
基本日額	○事務員 1 日につき 15,000 円以内 ○車上等運動員 1 日につき 20,000 円以内 ○手話通訳者 1 日につき 20,000 円以内 ○要約筆記者 1 日につき 20,000 円以内	10,000 円以内 (注) 労務者に対して弁当を提供した場合において、その者にさらに支給することができる報酬の基本日額は、10,000 円から当該提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額の範囲内です。
超過勤務手当	支給できません。	1 日につき基本日額の 5 割以内

4. 事務員及び車上等運動員等に支給する報酬の期間及び員数

イ 支給できる期間

立候補届出後、報酬の支給を受けることができる者を文書(19)で市選管に届け出たときから、選挙の期日の前日までの間です。

ロ 員数

候補者 1 人について 1 日 9 人以内です。ただし、イの期間を通じて、最大限、45 人まで、異なる者を届け出て報酬を支給することができます。

二、選挙運動費用の制限

選挙運動のために使うことができる費用の最高額（法定制限額）は、次の算式によって算出される金額です。（100 円未満の端数があるときは、その端数は 100 円とする。）

法定制限額＝A＋固定額（220 万円）

【注】A ＝ $\frac{\text{告示日における選挙人名簿登録者数}}{\text{その選挙区内の議員定数（16 人）}} \times \text{人数割額（501 円）}$

※ 法定制限額については、立候補届受理時にお知らせをいたします。

三、選挙運動費用費目

1. 収入費目

収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。すなわち、金銭の收受だけでなく、物品その他財産的価値のある物の收受あるいはそれらのものを利用する利益の享受も、通常支払うべき金額を支払わずに済む場合も、収入（寄附）となる。

イ 寄附金

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で、ロに記す以外のもの。

ロ その他の収入

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの及び自己資金。

2. 支出費目

支出費目の一覧表

費 目	説 明
イ) 人件費	選挙運動員及び労務者に対する報酬 <u>運動員等に支払われる実費弁償は、交通費や食糧費等に該当し、人件費に含まれません。</u>
ロ) 家屋費	選挙事務所・個人演説会場及び備品等の借上料、事務所の電話架設費
ハ) 通信費	電話（借上料・通話料）、電報、葉書等に要する費用
ニ) 交通費	運動員、労務者の鉄道賃、車賃等
ホ) 印刷費	ポスター、葉書及びビラの印刷費 <u>ポスター、葉書及びビラの作成費が、公費で負担される場合でも、選挙運動費用に算入しなければなりません。</u>
ヘ) 広告費	立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機等の費用
ト) 文具費	紙、筆記用具等消耗品の費用
チ) 食料費	湯茶及び茶菓子の提供に要した費用、法律で認められた弁当代等
リ) 休泊費	休憩、宿泊に要した費用
ヌ) 雑費	イ～リ以外の費用、例えば光熱水費

3. 選挙運動に算入されないもの

次に掲げるものは、すべて選挙運動に関する支出とみなされないので、これらは選挙運動費用に算入する必要はありません。

イ 立候補準備のために要した支出のうちで、候補者若しくは出納責任者となった者の行った支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

ロ 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

ハ 候補者が乗車する自動車のために要した支出

ニ 選挙の期日後において、選挙運動の残務整理のために要した支出

ホ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

ヘ 選挙運動用自動車を使用するために要した支出

4. 選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出等

イ 出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附、その他の収入及び支出に関する事項を記載した報告書を、領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付して、

①その選挙期日の告示の日前まで

②選挙の期日の告示の日から選挙の期日まで

③選挙の期日の経過後

になされた寄附及びその他収入並びに支出については、これをあわせて精算し、選挙の期日から15日以内（10月6日（月）まで）に市選管へ報告書を提出しなければなりません。

ロ 精算届出後になされた寄附その他の収入及び支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に、イと同様に市選管に収支報告書を提出しなければなりません。

ハ 出納責任者は、会計帳簿、明細書等を、報告書提出の日から3年間保存しなければなりません。

ニ 報告書により市選管は、報告書の要旨を住民に公表します。

四、寄附の禁止

（一）市と特別の関係にある者の寄附の禁止

市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、一般選挙に関し、寄附をしてはなりません。

（二）特定人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止

（1）何人も、一般選挙に関し、前記の者に対して、寄附を勧誘し又は要求してはなりません。

（2）何人も、一般選挙に関し、前記の者から、寄附を受けてはなりません。

（三）候補者等の寄附の禁止

候補者又は候補者になろうとする者は、当該選挙区にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、また、時期の如何を問わず寄附をすることはできません。

（四）候補者等の関係会社等の寄附の禁止

候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはなりません。

（五）候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止

候補者の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、一般選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはなりません。

（六）後援団体に関する寄附の禁止

後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはなりません。

（七）政治資金規正法による寄附の制限

政治活動に関する寄附については、政治資金規正法による制限があります。

政治団体にされる寄附又は候補者等の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附をいい、次のように規制されています。

(1) 会社等の寄附の制限

①会社、労働組合、職員団体その他の団体は、政党以外のものに対しては、政治活動に関する寄附をしてはなりません。

②何人も、会社等に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはなりません。

(2) 候補者等の政治活動に関する寄附の禁止

政党を除き、候補者等に対する政治活動に関する寄附は、金銭等によらない物品等の寄附に限られますが、選挙運動に関する寄附は、金銭等でも認められます。

(3) 寄附のあっせんに関する制限

何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等、不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあっせんに係る行為をしてはなりません。

各種届出一覧

項 目	届出等先	届出等期間	届出等に必要な書類 ※（ ）は資材番号
1 立候補届	選挙長 ※9月14日（日） 午前8時30分から 正午までは、 市役所本庁舎 3階大会議室 正午以降、 午後5時までは、 市役所本庁舎 2階総務課	9月14日（日） 午後5時まで ※立候補届出 書類事前審査 9月9日（火） 午前9時から 午後5時まで 本巢市役所 本庁舎 3階大会議室	1 本人届出の場合 ①候補者届出書（本人届出）（1） ②供託証明書（本人名義） ③宣誓書（5） ④所属党派証明書（無所属の場合は不要）（6） ⑤戸籍の謄本又は抄本 ⑥通称認定申請書（通称を使用する場合のみ）（7） 2 推薦届出の場合 ①候補者届出書（推薦届出）（2） ②供託証明書（推薦届出者名義） ③宣誓書（5） ④所属党派証明書（無所属の場合は不要）（6） ⑤戸籍の謄本又は抄本 ⑥候補者推薦届出承諾書（3） ⑦推薦届出者の選挙人名簿登録証明書（4） ⑧通称認定申請書（通称を使用する場合のみ）（7）
2 選挙事務所設置（異動）届	市選挙管理委員会	設置（異動）後 直ちに	○選挙事務所設置（異動）届（14） 推薦届出者が設置（異動）した時は、 この他に次の書類が必要 ・候補者の承諾証明書（15） ・推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは代表者証明書（16）
3 選挙公報掲載申請	市選挙管理委員会	9月14日（日） 午後5時まで	①選挙公報掲載申請書（27） ②選挙公報掲載文（28） ③候補者の写真 ・掲載順所は、くじにより決定する ・くじは9月14日（日）午後5時30分
4 個人演説会開催 申出 （公営施設）	市選挙管理委員会	開始しようとする日の2日前の午後5時まで	○個人演説会開催申出書（20）
5 新聞広告の掲載	広告をしようとする 新聞社	随時 投票当日の 新聞に掲載 はできない	○新聞広告掲載証明書（23）

項 目	届出等先	届出等期間	届出等に必要な書類 ※（ ）は資材番号
6 選挙運動用通常 葉書の交付請 求	日本郵便株式会社 北方郵便局	9月20日（土） まで 7のなお書に 注意	○候補者用通常葉書使用証明書（22）
7 選挙運動用通常 葉書の差出	日本郵便株式会社 北方郵便局	9月20日（土） まで なお、選挙当日 に選挙人に到 達するように 差し出すこと はできない	○選挙運動用通常葉書差出票（21） ○手持ちの葉書に選挙運動用葉書の表示を受 けるためには、候補者用通常葉書使用証明 書（22）が必要
8 選挙運動用ビラ の届出・証紙の 交付請求	市選挙管理委員会	頒布しようと する前に	○選挙運動用ビラの届出書（24） ビラの見本は1種類につき1枚提出する こと ○選挙運動用ビラ証紙交付票（25） ビラに貼る証紙の交付を受ける際提示す ること
9 選挙立会人	選挙長	9月18日（木） 午後5時まで	①選挙立会人となるべき者の届出書（17） ②同承諾書（18） ・立会人が10人、同一党派が2人を超えた ときは、選挙長がくじにより決定する。 ・くじは9月16日（木）午後5時30分
10 出納責任者選任 （異動）届	市選挙管理委員会	選任（異動）後直 ちに	○出納責任者選任届（10） ○出納責任者異動届（11）（異動した場合） 推薦届出者が選任（異動）したときは、こ の他に次の書類が必要 ・出納責任者選任承諾書（12） ・推薦届出者が数人あり、その代表者が届 け出るときは代表者証明書（16）
11 選挙運動事務員 届出書（報酬を 支給する者）	市選挙管理委員会	その者を使用 する前に	○選挙運動事務員届出書（19）
12 選挙運動費用収 支報告書	市選挙管理委員会	10月6日（月） 午後5時まで	①選挙運動費用収支報告書 ②領収書その他支出を証すべき書面の写し ・領収書を徴し難い事情があるときはその 支出の明細書 ・振込明細書に係る支出目的書